

令和 7 年度
常陸太田市出合いの場創出事業に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 4 月

常陸太田市企画部少子化・人口減少対策課

1. 業務の目的

常陸太田市（以下、「市」という。）において少子化問題に取り組むことは喫緊の課題であり、要因の一つである未婚化・晩婚化対策のための結婚推進事業における交流型出会いイベント（以下「イベント」という。）、及び宿泊型縁結びツアー（以下、「ツアー」という。）による企画を実施することで、出会いと結婚の機運の醸成を図るとともに、婚姻につながる出会いの場の創出を目的とする。

実施にあたり、事業の支援について知識、技術、経験を有する事業者に委託を行う。

2. 事業の概要

（1）事業名称

令和7年度常陸太田市出会いの場創出事業

（2）事業内容

別紙「令和7年度常陸太田市出会いの場創出事業仕様書」のとおり。

（3）履行期間

契約日の翌日から令和8年3月27日（金）まで

ただし、履行期限前に納品の必要がある成果物については各仕様書に定める。

また、その他必要な場合においては別途定める。

（4）事業費限度額

4,720,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）

※支払いについては、業務完了後に行う。

※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格についてはこの範囲で別途算定する。

3. 担当課

常陸太田市 企画部 少子化・人口減少対策課（担当：鯉淵・鴨志田）

住所 〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690

電話 0294-72-3111（内線 346）

FAX 0294-72-3002

E-mail kikaku3@city.hitachiota.lg.jp

H P <http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/>

4. 参加資格

このプロポーザルへの参加事業者は、関係法令及び常陸太田市財務規則を遵守するとともに、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

また、複数の事業者による共同提案も可とするが、複数の事業者全てが次に掲げる条件を全て満たすものとし、参加申込み及び企画提案書については代表事業者から提出するものとする。

（1） 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

（2） 本業務の実施について、市の要求に応じて速やかに対応できる体制を整えており、十分な提案能力を有するものであること。

（3） 常陸太田市物品調達の契約事務に関する規程（平成14年常陸太田市告示第38号）に基づく令和5・6・7年度一般競争（指名競争）入札参加資格審査にお

いて審査を受け資格を有する者。

なお、この公示の日において当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

No.	書類名		備考
1	財務諸表（２ヶ年度分）		・直前２ヶ年度分を提出 ・両面印刷したものを提出
2	登記事項証明書の写し		・申請日以前３ヶ月以内の証明日のものを提出 ・複写可。ただし、鮮明なものに限る。 両面印刷したものを提出
3	国税	納税証明書の写し （様式その３の３（法人））	・本店、支店、営業所等の事業所の所在状況に応じ提出 ・申請日以前３ヶ月以内の証明日のものを提出 ・複写可。ただし、鮮明なものに限る。
	県税	納税証明書の写し （様式第４０号の４（イ））	
	市税	滞納がないことの証明書	

- (４) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項または第２項に規定する者に該当しないこと。
- (５) 常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成１９年常陸太田市告示第７１－２号）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (６) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (７) 常陸太田市暴力団排除条例（平成２４年条例第２号）に基づく措置要件のいずれかに該当する者でないこと。
- (８) 過去に、婚活に関するイベントやツアー又はそれに準ずる業務等を完了した実績があること。

５. 選考についての特記事項

選考にあたっては、審査委員会において審査を行う。なお、以下の点を選考にあたっての特記事項とする。

(１) 企画提案書の提出

常陸太田市出合い事業に係る提出書類を提出するものとする。

(２) 評価

審査結果の合計点が最も高かった者を契約予定事業者とし、次に合計点が高かった者を次点の契約予定事業者とする。最高得点が同数であった場合は、審査委員会が

契約予定事業者を決定する。

6. 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（予定）は以下のとおり。変更が発生した場合には、その都度周知する。

内 容	期 間 等
公募の開始	令和7年4月11日（金） ※市ホームページにて周知する。また、提出書類等の様式も併せて掲載を行う。
質問書提出期限	令和7年4月16日（水）正午まで ※電子メールにパスワードを付し、送付すること。 ※メール送信後、本市担当課に送信確認の電話をすること。
質問に対する回答	令和7年4月17日（木）までに市ホームページでの公開又は電子メールの送付により行う。
参加申し込み期限	令和7年4月18日（金）午後5時まで ※電子メールにパスワードを付し、送付すること。 ※メール送信後、市担当課に送信確認の電話をすること。 ※参加資格の確認を行い、令和7年4月21日（月）までに確認結果を電子メールで通知する。
企画提案書等提出期限	令和7年4月25日（金）午後5時まで ※郵送による場合も含む。 ※企画提案書のデータを電子メール（原則5MB以下）でパスワードを付し、送付すること。 ※メール送信後、市担当課に送信確認の電話をすること
ヒアリング審査	令和7年5月15日（木） ※詳細案内は、企画提案書等の提出を行った参加事業者に令和7年5月8日（木）までに電子メールにて連絡する。 ※企画提案書等の提出者が5者を超える場合は、書類審査を行い、令和7年5月8日（木）までに結果を電子メールにて通知する。 ※WEB 会議システム等により行う場合がある。 ※審査日は変更となる場合がある。
結果通知	令和7年5月19日（月）までに、電子メールにて通知する。
契約締結	令和7年5月下旬（予定）

7. 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式2）（以下、様式2）」を提出すること。

（1）受付期間

令和7年4月11日（金）から令和7年4月16日（水）正午 まで

（2）提出方法

（様式2）に必要事項を記入し、電子メールに添付して少子化・人口減少対策課へ提出すること。電子メールの表題は「プロポーザル質問票（事業者名）」とし、必ずパスワードを付して送付すること。

メール送信後、少子化・人口減少対策課に到達確認の電話をすること。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）に対しては回答しない。

（3）回答

質問の回答は、令和7年4月17日（木）までに、本市ホームページへの公開又は電子メールの送付にて行う。

（4）留意事項

匿名の質問には回答しない。また、公平性の確保が保てないと判断した場合等、質問によっては回答を行わないことがある。

8. 参加申し込み

このプロポーザルに参加する意思がある場合は、「公募型プロポーザル参加申込書（様式1）（以下、様式1）」「業務経歴書（様式4）（以下、様式4）」を提出すること。なお、本市の入札参加資格を有していない場合は、同等の条件であることが確認できる書類を併せて提出すること。

提出がない場合、このプロポーザルへの参加は認めない。

（1）受付期間

令和7年4月11日（金）から令和7年4月18日（金）午後5時まで

（2）提出方法

（様式1）及び（様式4）に必要事項を記入し、電子メールに添付して少子化・人口減少対策課へ提出すること。電子メールの表題は「プロポーザル参加申込（事業者名）」とし、必ずパスワードを付して送付すること。

メール送信後、少子化・人口減少対策課に到達確認の電話をすること。

（3）参加資格の確認

提出書類をもとに参加資格の確認を行い、令和7年4月21日（月）までに参加資格の確認結果について、参加申込みをした全ての事業者へ電子メールで通知する。

参加資格を有する事業者（以下、参加事業者）には、企画提案書等の提出を依頼する。

9. 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下、提出書類）を持参又は郵送により提出すること。

併せて、企画提案書等のデータを、電子メール（原則5MB以下）で、必ずパスワードを付して送付すること。

（1）提出期限

令和7年4月25日（金）午後5時まで（郵送による場合も含む）

期限を過ぎて提出された提出書類は、その追加及び修正を含め、いかなる理由があっても受理しない。

(2) 提出書類

提出書類は以下のとおり。日本産業規格における A4 判によることとし、左綴じで 1 部作成し提出すること。

なお、No. 2～7 の書類については、作成した事業者名を特定できる内容の記述をしないこと。

No	提出書類	部数	注意事項
1	誓約書	1 部	指定様式による（様式 3） ※代表者印を押印のこと。
2	業務経歴書	1 部	指定様式による（様式 4）
3	実施体制調書	1 部	指定様式による（様式 5－1）
4	配置予定者調書	1 部	指定様式による（様式 5－2）
5	企画提案書	1 部	指定様式による（様式 6） ※内容は業務仕様書の記載に従い、評価基準表の各項目に対応する内容を任意様式にて作成し、同じものをヒアリング審査時のプレゼンテーションに使用すること。
6	業務行程表	1 部	指定様式による（様式 7）
7	見積書	1 部	任意様式による ※見積額には消費税及び地方消費税を含みます。 ※積算根拠を明らかにした書類（任意様式）を添付すること。

(3) 留意事項

- ・用紙サイズは日本産業規格 A4 判、両面印刷を原則とし、必要に応じて A3 判を A4 サイズに折り込むことも可とする。
- ・ページ数の制限は設けない。
- ・パンフレット等を添付する場合は、「添付資料一覧」を付けて、一番後ろに綴ること。

10. 選考方法

選考は、市役所でのヒアリング審査により行う。なお、WEB 会議システム等によるヒアリング審査になる場合がある。

企画提案書の提出者が 5 者を超えた場合は、企画提案書等を審査し（書類審査）、上位 5 者をヒアリング審査の対象とする。書類審査を行った場合、令和 7 年 5 月 8 日（木）までに審査結果を電子メールで通知する。

ヒアリング審査は、提出した企画提案書に基づくプレゼンテーションにより行う。プレゼンテーションへの出席者は 3 名以内とし、配置予定者を含むものとする。

プレゼンテーションの時間は 30 分以内で、その後の質疑応答（10 分程度）を行う予定。5 分程度の準備（片付け）時間を含めた各参加事業者の配分時間は、合計 45 分以内の予定。

選考方法及び審査当日の時間等の詳細については、令和7年5月8日（木）までに電子メールで通知する。なお、感染症の状況や災害等の特別な事情により、通知後に選考方法が変更となる場合がある。

（１）評価

評価は、「評価基準表」（別紙）に基づき行う。参加事業者は、プレゼンテーションにおいて、評価基準表に記載の各項目について十分に説明すること。ヒアリング審査による評価の合計点が上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として決定する。最高得点に同数があった場合は、審査委員会が決定する。

契約予定事業者が何らかの理由により、契約に至らなかった場合は、次点の者を契約予定事業者とする。

（２）選考結果

選考結果は、令和7年5月19日（月）までに参加事業者に電子メールで通知する。

（３）その他

選考にあたり、審査委員会において最低基準を設ける。参加事業者の数にかかわらず選考を行い、すべての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとする。

なお、審査委員会での選考は非公開とする。また、選考結果に対する異議申立ては受理しない。

11. 結果の公表

選考結果については、常陸太田市ホームページで公表予定。

12. 契約の締結

本業務の委託先業者に選定された業者は、本市と協議のうえ、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。

13. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- （１）「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- （２）「企画提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- （３）提出書類に不足や不備、虚偽の記載があった場合
- （４）提案価格が事業費限度額を越えている場合
- （５）ヒアリング審査に参加しなかった場合
- （６）選考の公平性を害する行為があった場合
- （７）前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合

14. その他留意事項

- （１）このプロポーザルに参加する全ての費用は、参加する事業者の負担とする。
- （２）提出書類の提出後の修正または変更は、本市からの指示による場合を除き一切

認めない。

- (3) 本市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については、死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとする。
- (4) 本市と契約を締結する事業者は、提出書類の「企画提案書（様式6）」及び「業務行程表（様式7）」に記載する内容を基に市と協議を行い、決定した業務内容に基づき業務を実施するものとし、市の許可なく変更はできないものとする。
- (5) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属する。ただし、市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (6) 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、常陸太田市情報公開条例（平成11年条例第20号）に基づき提出書類の公開について判断する。
- (9) 参加申込を行った後に辞退する場合は、「辞退届（様式8）」を提出するものとする。なお、本市は辞退者に対して、今後不利な取り扱いはしない。また、提出期限までに提案書類の提出がなかった場合においても、辞退したものとみなす。

**令和7年度常陸太田市出会いの場創出事業
公募型プロポーザル 評価基準表**

評価項目		主な評価の視点	配点
1	結婚推進事業に対する考え方 (全体構成)	・市の現状、事業の目的を <u>明確に理解しているか</u> 。	5点
2	業務実績	・ <u>十分な過去の同種・類似業務実績があるか</u> 。 ・業務に対する <u>十分なノウハウを有し、効果的な事業運営が期待できるか</u> 。	10点
3	業務履行体制	・業務担当者は <u>経験、資格取得状況等において従事者として適正であるか</u> 。 ・事業の <u>円滑な運営のための十分な配置人員が確保されているか</u> 。	10点
4	業務工程 (スケジュール)	・業務工程が <u>効率的、計画的で実現性があり、市や関係機関と連携して、主体的かつ計画的に作業が進められる体制</u> となっているか。 ・事故防止対策等、突発的なトラブル発生時の対策など、 <u>危機管理体制</u> が整備されているか。	10点
5	企画内容	・業務全体として説得力があり、実現性が高い内容となっており、 <u>事業目的を達成するための効果的な提案内容</u> となっているか。また、提案内容が効果的であることについて、 <u>十分な説明や明確な根拠の提示</u> がなされているか。 ・結婚を希望する <u>対象者に配慮した参加しやすい企画内容</u> となっているか。 ・参加者募集において、効果的な募集や周知方法が <u>具体的に提案</u> されているか。 ・提案内容が効果的であることについて、 <u>十分な説明や明確な根拠の提示</u> がなされているか。 ・婚活コーディネーターやファシリテーターは、テーマに応じて場を盛り上げるとともに、 <u>効果的な「場の雰囲気づくり」や「円滑なプログラムの進行」</u> を担うことのできる能力や実績を有しているか。 ・イベントの内容は、結婚に前向きになる魅力的な提案内容で、 <u>参加者同士の交流を促進するなど、効果的な内容</u> になっているか。また、屋外で実施する場合、 <u>荒天時の代替え案が提案</u> されており適切な内容となっているか。 ・イベントのスタッフの人員配置は、 <u>開催規模に応じた適切な人数</u> が提案されているか。 ・ツアーの内容は、対象者にとって <u>魅力的な宿泊施設や飲食の提供</u> が考えられているか。また、交流会や体験プログラムなどは <u>独自性のある魅力的な内容</u> となっているか。 ・ツアーの内容は、移動中や食事の時間も含めて <u>参加者の結婚への意識を高めるとともに、参加者が今後結婚に前向きになれる効果的な内容</u> が考えられているか。	45点
6	効果の検証	・アンケート等による集計や分析内容は <u>充実したもの</u> となっているか。 ・ツアー終了後の <u>効果的な検証</u> が提示されているか。	10点
7	見積金額	・企画提案内容に見合った <u>見積り額</u> であるか。	10点
合 計			100点